

# 議会運営委員会記録

1. 期日 令和4年8月23日(火) 開会 13時30分  
閉会 15時00分
2. 場所 議場（議事堂）
3. 議題  
①令和4年第3回二宮町議会定例会の運営について
4. 出席者 小笠原委員長、杉崎副委員長、羽根委員、松崎委員、渡辺委員、大沼委員、  
根岸委員、善波議長  
事務局 二見事務局長、黒石庶務課長、寺口副主幹  
執行者側 ①総務部長、総務課長、庶務人事班長  
傍聴議員 3名  
一般傍聴者 0名
5. 経過  
議長あいさつ

---

## ① 令和4年第3回二宮町議会定例会の運営について

委員長 これより議題に入る。議題は、令和4年第3回二宮町議会定例会の運営についてである。執行者側より説明をお願いします。

総務課長 「令和4年第3回二宮町議会定例会上程議案説明資料」に基づき説明。報告1の修正の内容等について8月25日の議会全員協議会で説明させていただく。議案等の発送日については令和4年8月26日午前中を予定している。

委員長 これより質疑に入る。質疑がなければ次に事務局より「議事及び会期日程（案）」について説明をお願いします。

局長 資料に基づき「令和4年第3回二宮町議会定例会議事及び会期日程（案）」について説明。

委員長 ただいま局長から説明があったが、この中で協議を要する事項について委員で協議をしていきたいと思う。陳情の取り扱い、執行者への出席要請について決めていきたい。

1の中国共産党による臓器収奪の即時停止ならびに人権状況の改善を求める意見書の提出に関する陳情についてである。この陳情についてご意見を伺う。

渡辺 陳情書を拝見したが、臓器収奪についてはかなり具体的に書いてあるが趣旨の人権侵害が結びつかない。陳情内容についてこのままだと審議が難しいと感じたので、机上配付でよいのではないか。

大沼 陳情者の方は出席されるということでよろしいか。

庶務課長 陳情者の方に電話で確認した。陳情者の住所が兵庫になっているので来るのは難しいのではないかと確認したが、今東京に来ているという話である。都合がつけば来られるということだが、もしかすると来られないということもあるかもしれないという状況である。

大沼 陳情者の方が出席するという情報があるので渡辺委員からの今指摘のところについて、詳細を直接聞くことが望ましいのかと私は思っている。それとともに陳情者の方は政治的な背景があるのかと思い、私の私的な付き合いの方に聞いてみた。この陳情者は法輪功の習得者ということで、中国の国内でも法輪功を習得されている方は指揮者が多数いるという情報を聞いた。そういう方々が政治的な問題とか、習慣によって迫害を受けている現状をどのようになっているのか聞く、良い機会かと思うので審査をした方が良いと思う。

一石 たった今陳情者が必ずしも来られるわけではないと聞いた。この陳情は、中国共産党という明記があって、臓器の収奪は中国だけで行われているわけではなくて、人権問題としてはもっと広く取り扱うべきだと思う。その点について陳情者に確認したいが、必ずしも来られるとは限らないので、これは審議にすぐわないのではないかと思う。必ず陳情者の方が来て、詳細について自由に説明いただけるのであれば審議に資すると思うが、今回は資さないと反対する。

委員長 課長、必ず来ますという返事ではなかったんでしょう。出られるかもしれないということだったんですよね。日程が合えばということで、必ず来るという返事ではなかったということである。

庶務課長 できれば来たいと言っていた。

委員長 来なければ審議できない。今二人が机上配付で、一人が審議すべきだったがご意見他にないか。他に意見がなければ賛否を挙手で取りたいと思うがよろしいか。この案件について審議すべきと思う方の挙手をお願いする。3名である。賛成少数で机

上配付とする。

2の田代公園の富士見が丘公会堂建設に関する陳情についてである。趣旨説明はある。これについて意見をお願いする。

渡辺 体裁の問題かもしれないが陳情趣旨としてはっきりうたわれているわけではなく、これは陳情書の中では田代公園内における富士見が丘公会堂建設再検討を求めるということが、陳情趣旨と理解してよろしいか。

庶務課長 出された通りということで受けているので、そこを深く追求していない。出された通りである。

渡辺 趣旨が文章だけだと分かりかねる。先ほどと違って必ず出席されるというのであれば必ずみえられると思うので、町民から出ている陳情なのでぜひ審議したいと考える。

松崎 私も審議すべきという立場で話す。町民の切なる思いは大原則として審議すべきと考えている。中身を見ても町側に明らかな本来踏まなければならない手続きをスキップしているので、そういったことを含めて審議する。

委員長 他にご意見あるか。なければ審議すべきということで進めたいと思うが、これにご異議あるか。

(「異議なし」との声あり)

委員長 審議するが総務建設経済常任委員会に付託されるので担当部長以下に来ていただくのか、もっと違うメンバーに入っているのか協議したいと思うがいかがか。

一石 この陳情の内容が建設工事をしたことで、周辺のリスクがたとえば崩落とか安全はどうなのかが非常に問題である。そのようなことが判断できる、説明ができる専門家の方に来ていただくべきだと思うがいかがか。

渡辺 少なくとも所管は施設再編課になると思う。今、一石委員のご意見に関連すると、少なくとも都市部の工事関係を説明してくれる方が必要ではないかと思った。

委員長 都市部長と都市整備課長でよろしいか。

羽根 都市整備課は入っていただきたいが、地盤が分かる方にも入っていただきたい。工事が分かる方には来ていただきたい。

一石

都市整備の方では常識的にこれでリスクは減るはずだと言っていた。風水が激甚化しており、今までの常識が通用しないようなケースがある。行政の担当ではなく専門家に来ていただきたい。これは土砂災害を招く恐れがあると陳情者の文言に書いてある。全く反対の見方があるという意見なので、それを証明する方の出席が必要だと思う。

14時00分

《暫時休憩》

14時39分

委員長

休憩前に引き続き協議を再開する。

大沼

先ほど他の委員から土砂災害に関して心配されるような発言があったが、事業に関しては国が定める基準に沿って設計・施工がされていくので、その強度が著しく不足するようなことは現状ではありえない。それがあるという前提では事業は成り立たないと思う。不安を言い出したとしたら、際限がないのでその事業の構造の問題ではなく、今回は造成工事、建設工事という部分が主の陳情の趣旨だと思うので、その部分に沿って、当該の担当職員にヒアリングしながら精査を進めていけばよいのではないかと思う。

委員長

一石委員から専門家を派遣できないかというご意見の中で、今大沼委員のご意見をいただいた。現在の国の基準に沿って事業を進めていくにあたり、こちらの陳情の中には事前の説明がほとんどなかったことや、どのエリアを対象にして説明会を開くか等が、この陳情において大きかったと思う。一石委員のご意見にあった特定の専門家を陳情審査の日にお呼びして話を伺うのは、大変難しい状況である。役場の中で可能な限りそれに携わる施設再編課だけでなく、都市整備課にも来ていただくということで、町長や副町長にも列席してもらうべきだとかご意見があればそれを伝えるが、担当部長以下でよろしいか。田代公園内の富士見が丘公会堂建設に関する陳情は審査するというので皆さんの合意を得て、施設再編課と都市整備課の部長以下で出席をお願いするというので意義はないか。

(「異議なし」との声あり)

委員長

3 二宮町の魅力づくりの核となる東京大学果樹園跡地の将来の方向性とそのための近代建築物の活用を求める陳情についてである。趣旨説明には来る。総務建設経済常任委員会に付託される。取り扱いをどのようにするか、ご意見あるか。

松崎 町民の方の切なる思いがある場合、私は精査しなければならないと思っているので審議する。

委員長 この件については審議するというご異議ないか。政策部の部長以下の出席でよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

委員長 ではそのように決める。

4. 小中一貫教育校設置計画の見直しを求めるについてである。趣旨説明はある。教育福祉常任委員会に付託だが、それについてご意見あるか。

根岸 これを受理した時の状況を事務方に伺いたい。陳情・請願というかたちについては教育委員会に対しても請願・陳情ができる。陳情内容を読んだ時に私の感覚としてはそちらへの陳情の方が、ダイレクトに分かりやすい議論ができるのではないかと見受けた。別にこちらでやりたくないというわけではない。受理した時の状況としては教育委員会への陳情請願をやるとかやらないとか。どうするかというやり取りをされたのか。

庶務課長 特にそのようなやりとりはしていない。

委員長 4番目の陳情は審査するというご異議ないか。

大沼 審査することにはやぶさかではないが、1番の項目のところで、町に対する施策をせよという内容になっているのが自分の中で入りにくい。審査する時に教育の方々に考えていただけるとよいのかなと思うが、こういうことというふうに決めつけてやってよいのかと心配がある。

委員長 委員ではないので今言わなければということもあったと思うが、そのへんも説明者が来るということで説明者に聞いて欲しい。

大沼 陳情なのでこうしてほしい、こういうふうなことをしないでほしいという内容が陳情なのかなと思っているが、そんな中でこうすることと何か決めつけのかたちが強く陳情の中に出ているので、そういったことを含めて審査していただきたい。

委員長 それはご意見として伺う。小中一貫教育校設置計画の見直しを求める陳情は教育福祉常任委員会に付託し、教育長以下に出席いただき審議するというご異議ないか。

いか。

(「異議なし」との声あり)

委員長

それではそのように決した。会期日程、その他の事項は局長の説明の通りでよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

委員長

異議なしと認める。議題の1は終了したので執行者側の退席をお願いします。

---

## ② その他

委員長

第三回定例会の一般質問が私たちの要望通り2日間の日程と初めてなる。その質問時間を議題とする。コロナになる前から議会運営委員会で話し合っているが今まで一般質問の時間について1件30分、2件で40分、質問時間答弁合わせて概ね60分を目安にお願いしてきているが再度確認する。2日間あるということなので少し余裕がある。前回の6月は一般質問2件あったら40分ということなので今回もそのまま進めてよろしいか。

松崎

前回問題提起させていただいたが、改めて問題提起する。フェアにやるのが一番大事だと思う。前回の問題提起と同じだが二日間で全体の持ち時間は決まっている。一般質問をやりたい人数で割って、それが持ち時間で、その中で1件だろうと2件だろうと行うのがよいのではないかと。それが一番フェアなのではないかと提起させていただく。

委員長

松崎委員の意見は一般質問が一日しかなかった時のことだと思う。今回2日間とれるようになったということなので少しニュアンスが変わってくると思う。時間の持ち時間が多くなった。手話の方に残業して夜自宅に帰ってもらうことがないよということがあったが、2日間になったということも前提に公平にやるが、前回同様一般質問の場合は1件30分、2件40分質疑をなるべく行政側もダラダラ答えずに簡潔に答えていただき、一人60分に収めるということを進めていくことに、ご異議ないかということを確認をしたいと思っている。

渡辺

全体の時間も確保されているので、1件40分、2件以上60分に戻せばどうかと思う。公平さの問題で言うとルールが同じところでやるので、1件やる人と2件やる人では全然

公平、不公平はない。たくさん公約を抱えていて1議会で1つだけを窮屈でやるよりも、もう少し積極的に考えて今回2件やろうという時に、元々ルールを決めた時に2件やる人は周りでそういう条件を整えてやろうじゃないかとなった。2件やるのはそれなりの大変さはあるが、そういうところもあって2件以上ということにしていると思う。同じルールでやっているのでアンフェアというのは理屈として変ではないと思うが。

松崎

2件やりたいということで事前通告しても、1件に絞らないと受理しないといったこともあって、なぜ1件に絞らなければならないのか理由の説明がないままそういうことがあったので、示威的なことが働く余地をなくすという意味で、問題提起させてもらうことをご理解いただきたい。

委員長

渡辺委員の提案とは少し角度が違っていると思う。渡辺委員、コロナの前に戻してほしいという意見だったが、実はコロナになってやり方を簡潔にしたことが町民にとってすごく支持されている。質疑で同じ人が質疑で2時間とかやっていてなかなか終わらないので、聞いていてもつらいと。そういう意見もあってコロナがきっかけである程度時間を縮めてやったら、聞き取る方にはちょうどよかった。私たちは自分の主張をしたいし、もっと役所側からも回答を引き出したいというのはあるが限度がある。聞く側の体力というか、いろいろな試行錯誤があってここまできている。二日になったのでもう少し緩めたいというか。渡辺委員がおっしゃったように1件40分、2件60分では長いのではないかと意見があるが。

松崎

確認だが議会報告会のユーチューブ配信などは、町民の方からメールでいろいろな意見をいただいたので分かるが、今回の本会議の一般質問の件では町民からのこういった意見があるということは、どこでどうやって意見を集めているのか。個人的にはいろいろ声を聞くが、先ほど話があった内容はこういったルートで、町民の声がどこに届いているのか。

局長

直接議会事務局の方に町民の方から概ね60分が適当な時間ではなかろうかという意見は、6月議会終わった後に3件ほどいただいている。

松崎

名前は分からなくても、いついつと記録は取っているのか。見せてもらうことはできるのか。

局長

私のメモだが。

委員長

今質問があったから共有化できたが、こちらから聞かなくても町民の方からこういうことがあったと、局長からなるべく出していただいた方がよい。今までの議運の中で時間を決める時に、それぞれのご自身の支持者からいただいた声とか意見の中で、それぞれやり取りをしてきた。それは議事録を見れば分かる。その中で妥当な時間があるというのが共有できたという認識だった。みんな話が中途半端になるのも本末転倒で、先ほど渡辺委員がおっしゃったように町民から付託を受けて、いろいろな課題を解決していかなければいけないときに、限られた時間の中で公の記録に残るものである。もちろん一般質問だけが行政とのやり取りではない。文章でのやり取りもいいでしょうし、いろいろな方法があるが一般質問は花でテレビ放映もあって、傍聴もあって皆さんにご理解いただける機会、しっかりやっていきたいというご意見も間違いではないし、あるべき姿だと思う。ですからここで皆さんに再確認している。6月のルールをそのまま引きずるのではなく、再度確認して6月と同じルールにしていくのか、根回ししてないので申し訳ないが2件60分でなく40分でもよろしいとか、その間を取って50分はどうだとか。せっかくなので他にご意見をいただきたい。

羽根

私は前回同様の形がよいと思う。いろいろなお考えがあると思うが、私は個人的に長くものを聞けないタイプで、町民もそうおっしゃっている声もあるのであればそちらがよい。今は一般質問だが、総括の方も概ね時間だけはある程度決めておいた方がよいと思う。何故かという前回時間が押した。最後私だったが非常に時間がなくなって遅くまでかかってしまって申し訳なかったのも、今回ここで決めるのは難しいのかもしれないが、私は今回総括をする予定はないが4人の方を公平に時間配分しておいた方がよいのかなど。別件ではあるが。

委員長

大事な意見をおっしゃったが一般質問のことについて先にやりたい。6月議会と同じように1件30分で、2件40分で一般質問を決してもよい方の挙手をお願いする。賛成多数で6月議会と同じ配分で2日間やらせていただく。総括質疑の件である。今のところ内々で議長のところ、手を挙げている人が4人である。最後の人は自分が悪いわけではないのに前が押しているから長くゆっくりやると気が引けるのは本当にかわいそうである。それぞれが打ち合わせの時にしっかり話をしていただき、総括は全体のことなのでどうしても量

的に膨らんでいると思う。総括は縛りがあり、3回までの質疑で、なぜ長いのかというところからずっと意見を長く言っている。役場の職員は質問したらこう答えるが、そこで色々な表現方法があるが、厳しく端的に指摘して終わりにするとか、一人75分以内で質疑できるように努力していただきたい。行ってこいで75分以内で納めていただいた方が、最後の人に対してプレッシャーを与えないということになるので、思いやりを持ち、町民の方により理解していただくために、長く説明した方がよいのかもしれないが努力して縮めていただきながら、要点をしっかり理解していただくということをお願いしたい。

渡辺 一問一答形式を取り入れることを含めて、一度総括質疑のやり方も考えた方がよいのかと思うがいかがか。

委員長 私もみんなで話し合うことは重要だと思う。その件について他にご意見あるか。副委員長、総括質疑に一問一答を取り入れるべきか、それは無理だとか、一度は話し合うことが必要だと思うがいかがか。

杉崎 一般質問と一緒にしてしまうから総括と分けて3問にした方がよい。一問一答が総括になじまない。町民が余計分かりにくくなってしまう。

根岸 総括はテーマが分かれる中で一度にいくつも質問して、いくつも返ってくるのが分かりにくいと聞いたことがある。一般質問のように一問一答は馴染まないと思うので、もう一度議論を整備していくことは大事である。

委員長 9月議会に間に合わないが今の議運のメンバーとして総括のあり方について1回意見交換の時間を取らせていただきたい。10月上旬ぐらいに日程調整し2時間行いたい。委員の方いかがか、ご異議あるか。

(「異議なし」との声あり)

委員長 10月上旬に今の議運のメンバーは、総括がどうあるべきかということをもとめたいと思う。11月以降新しいメンバーで議会を運営していただくことになるが、次の人に対して申し送りを出来ればと思う。

委員長 松崎委員からの質問に対する回答である。これについて議長から朗読をお願いします。

議長

手元に答弁書が配布されており、1問目は個別の案件なので資料の1問目だけを朗読させていただく。1問目の問いのところはそこに書いてあるとおりで、答えとして松崎議員の注意喚起に対して、「事を荒立てるようなことはするな」と言ったわけではなく、決して叱責などしていない。一連の問題に対しての状況については、担当課より随時報告を受けていたところであり、町と地区が連携を取った中で対応していると認識していた。しかし、松崎議員は地区と連携を取った行動をしていないと判断し、それを説明する中で「事を荒立てるな」といった表現になったということである。それ以下の質問に対しては、各議員も共通する内容なのでご一読しご理解願う。

委員長

議運としては松崎委員から議長にメールをしても返信してもらえないので、本当はこの場合は違うがなんとかしてほしいとのことで、皆さんで理解できるように文章で出してくださいということで出してもらい、今読んでいただいた。

松崎

委員長の許可を得たので発言する。中身については後ほどゆっくり読ませていただく。「担当課より随時報告を受けていた」という文章が本当だとしたら、虚偽答弁ではないかと今思った。それはさておき中身について精査するが、本来議運という場でこの問題をこれ以上私としては持ち出したくないということで、一言申し上げたい。1点目、前回の議運で議長に対して質問をした背景には日常的にはメール、口頭等で議長に質問していたにもかかわらず、ひたすら無視するか、回答があってもどの質問に対する回答か分からない形での回答が多く、質問に対する回答になっていないと私が感じたため、直接関係のない議員の方々には誠に申し訳ないが議運という場、貴重な時間をお借りして私と議長とのやり取りで済む問題を、議場に持ち込んでしまったということである。今回の議長からの回答もメール一つ私に送ってもらえれば、それで済んだはずである。そのことをメールで議長に伝えたところ、返事がなく無視され、先日電話を入れたところ議長から前回の議運で、回答は次回の議運で行うことになったという説明があった。私と認識が異なるため議事録を確認したところ、議長の認識が誤っていることが判明している。ぜひ議事録を読んで確認していただきたい。2点目、繰り返しになるが議長と私の問題で議長が私に答えてくれればそれで終わるはずで、他の多くの議員を巻き込むことは本来ないはずである。今後の議長とのやり取りは今回、回答が出てきたので疑問もあり聞きたいことがあるので、議長とのやり取りは当事者同士で行いたいと思う。そのため善波議長には私の

質問に対し真摯に答える旨、この場で約束していただきたい。具体的にはメールでの質問に対して、日付のない紙を一枚渡されることがあったが、これはあまりにも失礼ではないか。このような場合は原則返信機能を用いて、何に対する回答なのかを明らかにした上で回答をお願いしたいと思う。このやり方、当たり前のように行われている方法が残念ながら議長は現段階ではそれができていない。3点目、6月定例会に先立って行われた議運、令和4年5月24日の議運だが、議長が私の質問を取り下げるように迫った理由は個人攻撃、もしくは特定の会社への攻撃であることを理由として挙げている。これは私に対する侮辱と考え、侮辱に対する措置、議会に対してその事実を申し立てて侮辱した議長の懲罰を要求するため、侮辱を受けた時から起算して3日以内の5月26日未明に、議長宛てにメールで送信している。同日3日目に議長室にてメール送信による申し立てが有効かどうか確認したところ、議長から有効であるという回答があるが、その後、今後の段取りをメールで問い合わせたが全く反応がなく現在に至る。本件についても真摯に向き合うことを約束願いたい。4点目、令和3年12月の定例会の一般質問をめぐって私の事前通告に対して、業者名が特定できてしまうからとの理由で受理できないとするも、当初2件だった質問を1件にまとめれば受理することになった。1件にまとめたことで業者名が特定できることには変わりなく言っていることが、つじつまが合わないため、そのプロセスを録音したい旨申し出たところ、非常に強い調子で激高され録音は断念。その後2度にわたり定例会で質問を行っていない背景には、議長がなぜ事前通告を受理しないのか明確な理由を示していないことがある。その上で5月24日の議運では個人攻撃、もしくは会社への攻撃が理由として挙げられている。この発言を侮辱として議長に申し上げたところ、日付のない一枚の紙での回答だったが、ここで私が議長からの侮辱と捉えた発言とは関係のない個人を特定する発言に言及した上で、議会の品位を保つため、私に対する侮辱ではないと結んでいる。言っていることが支離滅裂である。そうした中で議員固有の質問権が行使できていないことは大問題ではないか。以上4点についてこの場で議長から直接回答いただきたいが、議長いかがか。

委員長

後半の部分については今日出された回答にも書いてあるので、ここの場に迷惑をかけたくないとおっしゃっているのなら、今松崎委員がおっしゃった言葉はテープに残っている。議長として読んだのは一部だが半分は答えていて、真摯に向き合うということだけは聞きたいということで、議長は真摯

に向き合っているはずだが改めて議長に発言をいただき、これはもう終わりにしたいと思う。

議長

こちらもいろいろ聞きたいことがあるが、この文章の中で回答している通り一般質問に関しては、私一人での判断ではなく、行政との要旨の確認がある。そこで担当部長の意見を踏まえて、ここでは一般質問として受理できないというような内容があり、私なりに判断してこの通告は下げたほうがいいよと話した。皆さん必ずやっていることだが要旨の確認をして、こういう質問をしたいと事前に打ち合わせをしていただくということが大前提で、皆がやってきていることである。松崎委員のおっしゃっていることの中で一部理解できることもあり、今後は十分打合せをしながら進めたいと思う。

松崎

今申し上げた通り返事が返ってこない。そこに尽きるところ。そうすれば、この場で皆さんを巻き込む事がなくなる。

委員長

前回のことを踏まえて、今回紙で出していただき誰が見ても分かるような文章にさせていただいた。今後、納得できないということについては個々に議長と松崎委員でやっていただければよいと思う。法的に問題があるとかルールの問題があることなら、時間を取って正式な委員会ではないところで一回揉んでやれるようになればよいかと思っている。残りの任期が2か月ちょっとである。残り議員としてお互い悔いがないよう議員として仕事を果たしていただきたいと思う。事務局による個人情報保護法の改正に伴う議会における条例の制定についてである。

庶務課長

見出しに個人情報保護制度の全体像と書いてある資料をご覧ください。個人情報保護法が改正されたことにより令和5年度から議会でどういう影響を受けるのか今回お話しさせていただく。来年4月より適用になる二宮町議会としての個人情報の管理に関する条例を新たに制定しなくてはいけなく、その必要性について話をしたいと思う。個人情報保護法について資料に基づく説明。

委員長

今の説明について質問ある方どうぞ。

渡辺

条例案の準備ということだが事務局が条例案を提案することか。議会の中でどこかの常任委員会とかが担当して条例案を審議していくとか、具体的にはどんなイメージなのか。

庶務課長

議会の条例になるので議員提案ということになると思う。議会運営委員会で審議していただいた上で上程していただく。その前に今いろいろと申し上げたように罰則規定を設けなければならないので、議長会で作ってくれた標準の条例に従って事務を進めさせていただき、検察庁とか協議して問題ないとなったら上程するという形になっているので、とりあえずは標準に従って事務局の方で事務手続きを進めさせていただきたい。

渡辺

どこかで議会の審議でも具体的な個人名、会社名に触れずに議論することになっていたと思うが、今、本会議の議事録が第三者の方に入っている。最終的に責任は二宮町議会の管理だと思うが、どのへんから個人名とかが特定されないかたちになっているのか。

委員長

この議運は内容に触れる時間ではない。今後の流れとかを確認するのはよいと思うが、条例の中に細かく立ち入る審査の時間ではない。

渡辺

結局読み込まないと事務局に任せてよいか分からない。少し時間をいただかないと、どこまで事務局でやっていただくのか、議運でどこまでやるのかとか、そのへのイメージが浮かばない。

委員長

10月の月上旬に1回議運の勉強会というか調査研究会を持つ。9月議会中はおそらく難しいと思う。8月中は残り少なくスケジュールが詰まっていて、一般質問の準備もあると思うので、この条例を作るに際して議会側でどこまで作るのか、12月に上程するのはタイムスケジュールが非常に厳しい。うちが改選でなければよいが、新人議員が入ってくると思うので新しいメンバーでは厳しいのかと思う。ある程度のをこの議会で作っておくことが必要なのかと思う。タイムスケジュール的にはそうなる。市などはもうできていてパブコメなどをとっているところがある。町レベルはまだこれからである。議会事務局など、なぎさブロックはうちをいれて4町で連絡を取り合っているようだが、足柄上郡などもこれからで、中井町なども今日議運なのでそういう話が出ているだろうと思う。他は議会がそのままのメンバーなので粛々と12月までできるが、うちは11月が選挙なので少し厳しいと思うが、渡辺委員がおっしゃるように10月にはある程度どういう形にしていくのか議運で話合えればよいかと思う。今日は個人情報保護法改正に伴い、うちの議会でも条例を作るという動きがあるという報告だけに、とどめさせていただく。

それぞれ町村議長会を出している文章を読み込み、ご意見をいただければと思う。他になければこれで締めたいと思うがよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

委員長

では議題はすべて終了した。本日の議会運営委員会を終了する。

閉会 15 時 00 分